

# 第1 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

### 【国の動向】

我が国では、少子高齢化などによる社会経済の大きな変化に直面するなかで、21世紀を活力に満ち、国民一人ひとりにとって生きがいのある安全で安心な社会とすることを目指して、経済・財政・社会・行政の各分野において抜本的な構造改革が進められています。

我が国の障がい者施策については、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目標とし、平成15年度から10年間を計画期間とする「障害者基本計画」が策定され、基本的方向が定められました。

また、平成17年度には「発達障害者支援法」が、平成18年度には「障害者自立支援法」が策定されるなど、障がい者施策の見直し・改革が進められております。

今後の我が国においては、個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し、障がいの特性に応じた施策が展開されると共に、現在障がい者施策の対象となっていない障がい等に対しても必要性を踏まえ適切に対応していくことができるよう、障がい者施策全体に対する検討が進められています。

### 【北海道の動向】

北海道では、障がいのある人もない人も共に生活する「ノーマライゼーション（※1用語解説参照）」の実現と、生涯を通じて必要なサービスが体系的に提供される「総合リハビリテーションシステムの構築」という目標のもと、平成5年に「障害者に関する新北海道行動計画」（平成5年度～平成14年度）が、そして、同計画の後期5カ年の重点施策実施計画として平成10年には「北海道障害者プラン」が策定され、総合的なプランの推進が図られてきました。平成15年には、「北海道障害者基本計画」（平成15年度～平成24年度）が施策の

基本的方向を定めるために策定され、施策の着実な推進が図られています。

今後の北海道においては、地域社会での生活支援体制の充実、自立と社会参加の促進、バリアフリー（※2参照）社会の実現などを目標として、障がい者施策全体に対する更なる検討・見直しが行われています。

## 2 計画策定の趣旨

本市では、平成11年に地域における総合的な障がい者施策を推進するための計画として「芦別市障害者計画」を策定し、「ノーマライゼーション」理念及び障がい者やその家族が快適に生活する事が出来る福祉社会の構築を目指して、総合的・計画的に施策を推進するための指針としてきました。この間、急速な情報化社会の進展や、少子高齢化の進行など社会情勢が大きく変化する中、障がい者施策も措置制度から支援費制度へ、そして、平成18年度の「障害者自立支援法」の施行により、障がい種別にかかわらず必要なサービスを利用するための仕組みの一元化など、障がい者が地域で自立し安心して暮らせる社会の実現が可能な地域づくりが求められてきております。このような状況を踏まえ、地域における障がい者の現状やニーズを的確に把握するとともに、社会参加を促進し、地域の中で自立した生活が可能となるよう、支えあう社会の実現を目指し、「第2期芦別市障がい者計画」を策定することとしました。

## 3 計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法」の中で、市町村において策定が求められている「障害者のための施策に関する基本的な計画」として、国・道の上位計画や「芦別市総合計画」との整合性を図るとともに、他の障がい者関連計画と調整を図りながら芦別市における障がい者の実態・社会環境等を踏まえ、障がい者施策を体系化し、基本方向を示して計画的に推

進するためのものです。

なお、確保すべきサービスの目標設定等は、「障害者自立支援法」に基づき平成21年度から施行された「第2期芦別市障がい福祉計画」に示しております。

## 4 計画の期間

この計画は、平成22年度から平成31年度までの10年間の計画期間とします。

なお、社会情勢や障がい者におけるニーズの変化等により、必要に応じて見直しを行います。

年度 区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
芦別市総合計画	第4次計画 (H12～H21)	第5次計画(H22～H31)										
芦別市障がい者計画	第1期計画 (H11～H21)	第2期計画 (H22～H31)										
芦別市障がい福祉計画	第2期計画 (H21～H23)		第3期計画 (H24～H26)予定			第4期計画 (H27～H29)予定		第5期計画 (H30～H32)予定				
芦別市高齢者保健福祉計画 ・芦別市介護保険事業計画	第4期計画 (H21～H23)		第5期計画 (H24～H26)予定			第6期計画 (H27～H29)予定		第7期計画 (H30～H32)予定				

## 5 計画における対象者

「障害者基本法」では、(この法律において障害者とは、身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者をいう。)と定義されています。

本計画においては、障がい者の範囲を、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者だけでなく、療育の必要な児童、発達障がい者(児)、自立支援医療(精神通院)制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とする人としています。

## 6 計画策定の体制

### (1) 芦別市障がい者計画等推進協議会の設置

本計画の策定にあたっては、公募による市民、障がい者団体の代表、保健・医療・福祉関係機関の代表、各種関係団体の代表など14名で構成する協議会（回開催）で、審議しました。

また、この協議会の中に専門部会（回開催）を設置し、さらに細かく審議を重ねてきました。

### (2) 庁内検討委員会の設置

障がい者福祉施策を効果的に推進するため、市役所内部に関係課・係の係長以下の職員による「庁内検討委員会」を設置し、意見交換しながら計画策定を進めました。

### 「第1 計画策定にあたって」における用語解説

#### ※1 ノーマライゼーション

…障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

#### ※2 バリアフリー

…障がいがあっても地域の中で普通に暮らせる社会をつくるため、身体的な障壁（バリアー）や精神的な障壁を除去しようとする考え方。

道路、住宅などにおいて障がい者や高齢者、妊婦などの利用に配慮した誰もが使いやすい設計。